

《助成対象の治療及び助成額及び期間(回数)》

助成対象の治療		助成額		助成期間 (回数)
		大分県特定不妊治療費等助成制度 (窓口：東部保健所国東保健部)	国東市不妊治療費助成事業 (窓口：国東保健センター)	
新鮮胚移植	A	上限30万円/回	<p><b>上限50万円/回</b></p> <p>※不妊治療に要した費用から 県の助成金を控除した額を算定</p>	<p>1 出産あたり <b>6回</b>まで (40歳以上、 43歳未満は 3回まで)</p>
凍結胚移植 (採卵あり)	B	上限39万円/回		
凍結胚移植 (採卵なし)	C	上限7万5千円/回		
治療継続不可による中止 D	初回分	上限30万円/回		
	2回目以降	上限15万円/回		
受精不能による中止 E	初回分	上限30万円/回		
	2回目以降	上限15万円/回		
採卵実施するも卵得られず	F	上限7万5千円/回		
男性不妊治療	初回分	上限30万円/回	<p><b>上限50万円/回</b></p> <p>※不妊治療に要した費用から 県の助成金を控除した額を算定</p>	
	2回目以降	上限15万円/回		
人工授精			<p><b>上限5万円/回</b></p>	通算3回まで

A・・・新鮮胚移植を実施

B・・・採卵を伴う凍結胚移植を実施

C・・・以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施

D・・・体調不良により移植のめどが立たずに治療終了

E・・・受精できず(または、卵の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止)

F・・・採卵したが卵が得られない、排卵終了のため中止

※上記表の治療D・Eとは、治療ごとの初回ではなく、通算1回目の場合に該当